

北海道雇用・人材対策基本計画 令和2年度(2020年度)推進計画の概要

令和2年(2020年)3月 北海道

1 推進計画の位置づけ

令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間として策定した「北海道雇用・人材対策基本計画」の実効性を高め、的確な施策の展開を図るため、令和2年度における取組内容や具体的な事業等を示すもの。

2 本道の雇用情勢

- ・ 本道は、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいるが、女性や高齢者の労働参加が進んだことにより、労働力人口は平成28年より上昇に転じ、令和元年は273万人となっている。
- ・ 少子高齢化などによる求職者の減少や、景気回復基調の下、求人が増加したことなどにより、有効求人倍率は令和元年12月で1.28倍と前年同月を0.06ポイント上回り、119ヶ月連続で前年同月を、また41ヶ月連続で1倍を上回る高い水準で推移。
- ・ 建設、介護や接客・給仕といったサービス、自動車運転手の職業など幅広い職種において、人手不足が深刻化。
- ・ 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな分野における経済活動への影響が広がってきており、雇用への影響に注視が必要。

3 関連事業について

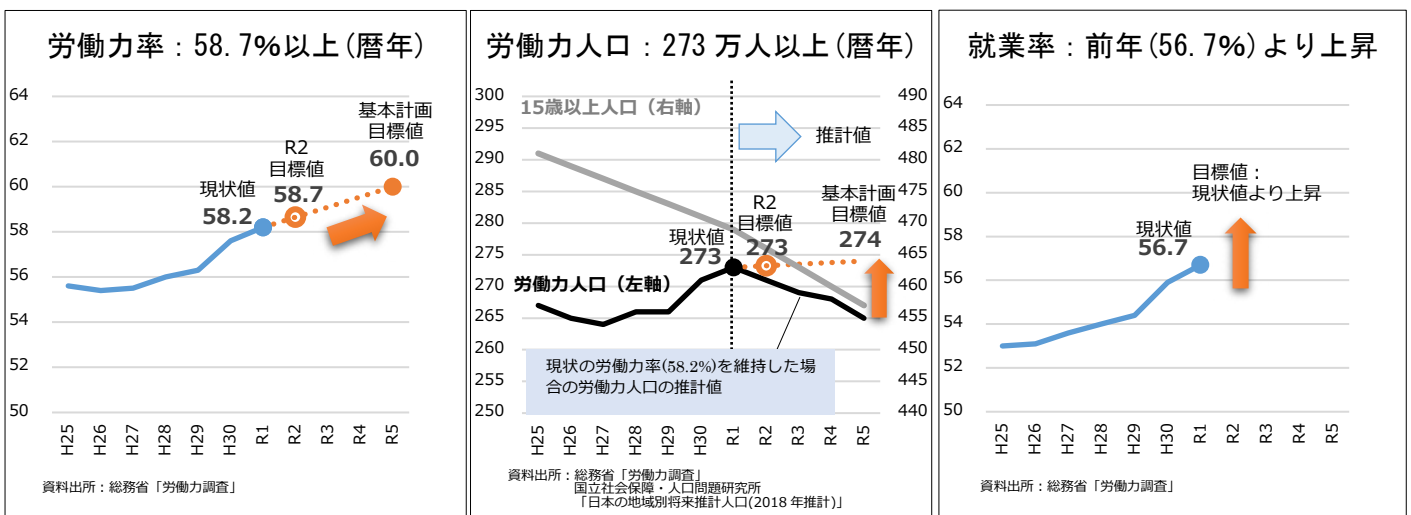
基本計画における「施策の方向性」や「主な取組」に合致する事業で、道が実施する事業のほか、道と「北海道労働政策協定」を締結した北海道労働局や(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、情報共有を通じ施策の積極的な相互活用を図っている北海道経済産業局の事業も含めている。

【令和2年度事業数 350事業】

[内訳]

- ・ 北海道 308事業(経済部：154事業、その他：154事業)
- ・ 北海道労働局 24事業
- ・ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 13事業
- ・ 北海道経済産業局 5事業

4 令和2年度の目標



5 令和2年度(2020年度)推進計画の主な取組

(1) 人材の育成・確保

- ・ 明確な就労意思を持っていない女性、高齢者、障がい者などの潜在的な人材の「掘り起こし」と企業の「新たな求人創出」の連動した事業の実施による新規就業の促進。[新規]
- ・ 「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、国や道、経済団体、労働団体等と連携の上、オール北海道で就職氷河期世代の方々の活躍を促進。[新規]
- ・ 建設業など人手不足分野における現場見学会などを通じ、職業理解を促進。[新規]
- ・ 本道で働き暮らす魅力を外国人材に伝える PR コンテンツを作成し、国内外へ発信するほか、災害時の多言語支援の強化や日本語教育人材の育成など、受入環境づくりを促進。[新規]
- ・ ジョブカフェ・ジョブサロン北海道において、若者、女性、高齢者などの求職者へきめ細かな就職支援サービスを提供。
- ・ 地域企業の人材ニーズを切り出し、副業・兼業等の多様な形態でマッチングを行い、プロフェッショナル人材を誘致。[新規]

(2) 就業環境の整備

- ・ 専門家の派遣による伴走型支援や優良事例の発信、働き方改革に取り組む企業の認定を通じ、中小企業等の働き方改革を促進。
- ・ 医療分野において、産科医の負担軽減に向けた周産期医療に係る研修を実施。[新規]
- ・ 漁業分野において、各種漁業等の組み合わせによる周年操業化等、地域の実態に即した新たな就業形態を整備。[新規]
- ・ 介護事業所における ICT 等の活用による業務改善を推進。[新規]
- ・ 職場定着への支援のため、メンター能力向上を図るセミナーの開催や優良事例を発信。

(3) 生産性や収益力の向上

- ・ 道内ものづくり企業の販路拡大や新分野進出を促進するため、技術系人材の育成や商談会への出店等を支援。
- ・ 宇宙産業の成長産業化に向けて、宇宙産業全体を推進するオール北海道の産学官連携体制を構築するとともに、大樹町の民間ロケット射場の事業化を支援。[新規]
- ・ 道産食品のPR及び販路拡大のため海外向け商品販売指導や道産品消費拡大キャンペーンを実施。
- ・ アドベンチャートラベル・ワールドサミット 2021 の開催に向けたプロモーションや情報収集等を実施。[新規]
- ・ 首都圏企業を対象に、サテライトオフィスと遠隔地型テレワーク拠点を誘致。
- ・ 地理的優位性を活かしアジアのデータ保管拠点としてのデータセンター等を誘致。[新規]

(4) 雇用のセーフティネットの整備

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、事業者向けには、経営・金融相談対応のほか、中小企業総合振興資金に新たに短期資金の融資枠を創設し、信用保証料を軽減するとともに、経営環境変化対応貸付の融資条件を緩和し、低利融資を拡充。労働者向けには、労働相談ホットラインにおける相談対応や勤労者福祉資金の保証料を免除。
- ・ 地域における大量離職者等の発生等に対し、職業・生活相談や求人要請・開拓、職業訓練の実施等の対策を行う「緊急雇用対策プログラム」を実施し、離職者の早期再就職を支援。